

工事負担金説明書

小口※に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（平成 27 年 9 月 1 日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。また、大口※に供給する場合の工事負担金については、託送供給約款（平成 27 年 9 月 1 日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。

1. 工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

（1）小口に供給する場合（税込）

ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター 1 個につき当社の負担する金額
2.5 立方メートル毎時以下	1 8 9 , 0 0 0 円
4 立方メートル毎時	3 0 2 , 4 0 0 円
6 "	4 5 3 , 6 0 0 円
1 0 "	7 5 6 , 0 0 0 円
1 6 "	1 , 2 0 9 , 6 0 0 円
2 5 "	1 , 8 9 0 , 0 0 0 円
4 0 "	3 , 0 2 4 , 0 0 0 円

上記以外の能力のガスメーターについての当社の負担額は、ガスメーターの能力 1 立方メートル毎時につき 7 5 , 6 0 0 円の割合で計算した金額といたします。

（2）大口に供給する場合（税抜）

（A）により算定される金額に、（B）の係数を乗じた金額とする。ただし、当社負担額の上限値はガスの需要場所につき 3 5 , 0 0 0 千円（消費税等相当額を含まないものとします。）とします。

（A）

ガスメーター能力 1 m ³ /h につき	7 0 , 0 0 0 円
----------------------------------	---------------

（B）

	係 数
送出地点における送出圧力が 0 . 1 メガパスカル未満	1
送出地点における送出圧力が 0 . 1 メガパスカル以上	2

※「大口」とはガス事業法第 2 条第 7 項に規定された大口供給の要件に該当する需要をいい、それ以外の一般の需要を「小口」といいます。